

■パブリックコメントの取りまとめについて

- 1 「ご意見（要約）」欄は、お寄せいただいたご意見のうち、同趣旨のものは集約し、また内容等を要約しております。
- 2 「対応」欄は、お寄せいただいたご意見に対し、4つに区分し対応方針を記載しています。

区 分	意見の考慮の結果
A	意見を反映したもの
B	事業施行に当たって検討するもの
C	参考意見としたもの
D	その他

- 3 「回答」欄は、対応方針の理由や説明を記載しています。

なお、記載内容をご覧いただく際に、ご留意いただきたい点は次のとおりとなります。

- (1) 本事業は、都市再開発法に規定されている第1種市街地再開発事業であるため、施行主体は再開発組合（現在は地権者31名が加入する準備組合）となります。このため、準備組合から提出された基本計画案に関するご意見等につきましては、町が回答すべきでない内容も含まれるため、可能な範囲での回答となっていることをご了承願います。
- (2) 現在は、都市計画決定前の段階で、基本的な設計等は都市計画が決定されないと進められないため、事業に関する詳細な回答でないことを、ご理解願います。
- (3) 市街地再開発事業は、公共・公益性の高い「官」と「民」が連携して行う事業です。町（官）は、主に公共施設となる駅前広場や道路等を整備するための費用を負担します。民間（再開発組合）では、区域内の地権者様の権利（土地や建物）を新たに建設する住宅や商業施設に変換して負担（整備）します。

上記の「官（駅前広場や道路等の整備）」又は「民（住宅や商業施設の整備）」の部分については、それぞれ単独での施行も可能ですが、一体的で秩序あるまちづくりを推進するため、町の未来を切り拓く再開発事業を「総合計画」や「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画（平成31年）」等に位置付け、皆様のご理解を賜りながら推進してきた経緯等を踏まえ、町の「対応」「回答」としております。